

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号

R8-001号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☒ ① 建築基準法第42条第1項第1号による道路 ☒ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地(認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 令和8年4月7日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目1番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 ※市道幅員が4.0m以上の路線は、建築基準法第42条第1項第1号による道路として取り扱う。		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①について、全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年4月13日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括 同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年4月21日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号

R8-004号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☒ ① 建築基準法第42条第1項第1号による道路 ☒ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 令和8年5月7日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号

R8-007号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☒ ① 建築基準法第42条第1項第1号による道路 ☒ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地(認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 令和8年5月11日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号
R8-008号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☒ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
令和8年5月19日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号
R8-009号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	—	—		
道 路 の 側 溝	—	—		
道 路 の 舗 装	—	—		
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい		
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ 建築基準法上、道路扱いしない。			
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定する。 令和8年5月22日				
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579				
備 考 ※ただし、通路全区間を対象とした協定が締結された場合は、建築基準法第43条第2項第2号による許可申請が可能。				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号

R8-012号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 令和8年6月11日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号
R8-014号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	—	—		
道 路 の 側 溝	—	—		
道 路 の 舗 装	—	—		
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい		
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☒ ① 建築基準法第42条第1項第1号による道路 ☒ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。			
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定する。				
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579				
備 考				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号

R8-016号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☒ ① 建築基準法第42条第1項第1号による道路 ☒ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地(認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 令和8年6月17日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考 幅員4m以上の範囲は建築基準法第42条第1項1号として取り扱う。 建築基準法第42条第2項による道路の後退方法については建築指導課へお問い合わせください。		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括 同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年6月18日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☒ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 令和8年6月29日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	—	—		
道 路 の 側 溝	—	—		
道 路 の 舗 装	—	—		
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
判 断 結 果 (別図の範囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。			
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括 同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定する。 令和8年6月29日				
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579				
備 考				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号
R8-021号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	—	—		
道 路 の 側 溝	—	—		
道 路 の 舗 装	—	—		
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい		
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。			
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定する。 令和8年7月6日				
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579				
備 考				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	—	—		
道 路 の 側 溝	—	—		
道 路 の 舗 装	—	—		
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください		
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ ② 建築基準法上、道路扱いしない。			
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。			
上記のとおり判定する。 令和8年7月10日				
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579				
備 考				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括 同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年7月10日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、 別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号
R8-024号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。		
令和8年7月15日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号

R8-025号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	—	—		
道 路 の 側 溝	—	—		
道 路 の 舗 装	—	—		
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい		
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ 建築基準法上、道路扱いしない。			
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定する。 令和8年7月14日				
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579				
備 考				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号

R8-026号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 令和8年7月15日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判定番号

R8-027号

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年7月15日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ ② 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年8月14日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☒ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、 包括同意基準3-(5)、3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 令和8年7月24日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閲覧

建築基準法第42条による道路判定書

判 定 番 号
R8-030号

	① 道 路	② 道 路		
道 路 の 種 類	—	—		
道 路 の 側 溝	—	—		
道 路 の 舗 装	—	—		
道 路 の 幅 員	※該当地で計測して下さい	※該当地で計測して下さい		
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ 建築基準法上、道路扱いしない。			
認定又は許可条件等				
上記のとおり判定する。 令和8年7月15日				
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579				
備 考				
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。				

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括 同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年7月23日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包 括同意基準3-(4)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年7月23日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ ① 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 令和8年7月27日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括 同意基準3-(4)、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年8月3日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☒ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		
上記のとおり判定する。 令和8年8月5日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別図の範囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年8月13日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☒ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括 同意基準3-(5)、3-(6)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください	
上記のとおり判定する。 令和8年8月21日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括 同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年8月14日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括同意基準3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年8月20日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 TEL 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		

閱覽

建築基準法第42条による道路判定書

	① 道 路	② 道 路
道 路 の 種 類	—	—
道 路 の 側 溝	—	—
道 路 の 舗 装	—	—
道 路 の 幅 員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判 断 結 果 (別 図 の 範 囲)	☐ 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☒ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地 (認定又は許可申請必要) ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による許可申請において、包括 同意基準2、3-(4)、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	
上記のとおり判定する。 令和8年8月21日		
〒 670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地 都市局まちづくり部 建築指導課 Tel 079-221-2579		
備 考		
注1] この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。 注2] 建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。 注3] 判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。 注4] この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。		